

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

対象機関	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金（2/28締切）による補助を受けていない医療機関 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金（2/28締切）で申請した後に、新たに診療・検査医療機関の指定を受けたことにより補助上限額が100万円に上がった医療機関
	<p>①病院・有床診療所（医科・歯科）25万円+5万円×許可病床数 無床診療所（医科・歯科）25万円 薬局、訪問看護事業者、助産所20万円</p> <p>②診療・検査医療機関100万円 ※①と②は併給できない。</p>
対象経費	令和3年4月1日～令和3年9月30日までにかかる経費 ※補助対象となる経費の項目は今までの県や国の支援金と同様。
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 精算払い（申請する経費の支出が全て終わっている場合）：領収書等の写しを添付し申請する。別途の実績報告は不要。 概算払い（申請する経費の支出が終わっていない場合）：概算額で申請し、事業完了から1ヶ月以内に領収書の写しの添付とともに実績報告を行う。
提出書類	<p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記URLからExcelデータをダウンロードし、入力後、印刷して郵送。 手書きの場合は、手書き用申請書類も上記URLからダウンロードできる。 診療・検査医療機関の場合は、県の指定通知書（右記Q3参照）も添付する。
提出先	〒100-8916 銀座郵便局留 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛
申請期限	2021年9月30日（当日消印有効）
問合せ先	厚生労働省医療提供体制支援補助金センター TEL 0120-336-933（平日9:30～18:00）

Q1 補助対象は？

A1 感染予防を行いながら地域で求められる診療体制を確保するために必要な経費を幅広く対象としています。（従前から勤務している者および通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

(例)

- 換気等ための改修費
- 日常診療に要する材料（衛生材料、消毒液など）や検査外注費（診療報酬等で請求できるものを除く）
- 水光熱費、燃料費、電話料、インターネット接続料
- 休業補償等の保険料
- 既存の施設、設備、診療スペースに係る保守料、家賃、リース料
- 簡易病室の設置料
- 入院患者のオンライン面会などネット環境整備費

Q2 2月28日締め切りの際に申請済みですが、上限額より少なく申請してしまいました。追加申請できますか。

A2 申請は原則1回のみとなるため、前回申請している場合、今回は申請できません。

Q3 診療・検査医療機関の指定を受けていますが、所定様式の申請書等のほかに必要な書類はありますか。

A3 県が発行する診療・検査医療機関の指定通知書等の写しが必要となります。申請時点で指定を受けていることを確認するため、例えば指定期限が令和3年3月31日までと記載された指定通知書しか手元にない場合は指定期限内であることがわかる文書を新たに入手した上で申請してください。